

第三者評価結果 内容評価 つくし保育園

・400字以内目安

・MSPゴシック 11ポイント

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	A
<p><コメント></p> <p>。本園の全体的な計画は系列6園の副園長の定期的な会議で作成され園長の承認後 職員の全体会議で周知されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針及び川崎市制定の「こどもの権利に関する条例」を基本にして子どもの権利の尊重と権利の保障を保育理念として明記し、さらに保育の基本方針でも「川崎市こども権利条例による子どもの権利を守る保育園」と重ねて明文化しています。 ・計画の内容は園の所在する地域が古いコミュニテイであり、当園への理解が深く交流がスムーズに行われていることに鑑み地域貢献を計画の目玉としています。また子どもが安心して心地よく生活ができるよう清潔な保育環境と季節感が捉えられる環境を整え、こどもの発達過程を習熟し観察、個人記録から読み取り、保育の振り返りを行うことによりひとり一人の発達にあった乳児保育 幼児保育を提供する内容になっています。毎日の「園庭開放」や月例の「読み語り・にこにこタイム」などは好評です。 		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・南武線矢向駅から徒歩10分の住宅街にあります。鉄骨造3階建て、耐震性に優れた広い堅牢な建物です。定員120名(入所園児129名)、園庭も広く、3階を半分園庭として使用 夏は仮設プールとして使用、5か所に大きなコンクリ製の人工畑を作り季節野菜を栽培 食べています。 ・保育室は夏 冬とも適温に管理され、床暖房があり、コロナ対策として加湿器を各保育室と事務所に設置していますが部屋が広いため湿度が上がらない場合は大きな濡れタオルを掛けています。南向のため1年中陽光に恵まれ、園庭も広く、遊具も豊富にあり、夏には30センチの深い砂場も利用できます。 ・園児が使用する玩具や遊具は午睡中に素材に応じて消毒、洗浄、天日干しを行い、寝具は天気に応じて午睡後に干すなど「保育園における衛生消毒管理」に基づき定期的に行っています。 		
aki	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりの状態は、児童票、健康記録表 園児面談表などで入園前は把握でき 入園後は連絡帳や保育日記に記録された状態を「観察・個人記録」の「子どもの姿と保育士の関り」に記載し、「発達のめやす」と比較されることにより、子どもの発達状況を把握、その子どもの状態に合った保育が実施されています。 ・本園の理念である「川崎市子どもの権利条例」を遵守するなかで、子どものプライバシー 特に言葉つがいに気をつけており職員の「人権擁護のためのセルフチェック」と法人の「虐待に関する自己チェックリスト」を行い事後の人権研修会で課題を見つけて、子どもへの言葉使いに注力しています。 ・配慮の必要な子は全体会議で状況を共有してもらい、園全体で保育を行っています。 		
【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活習慣はすでに0歳児から習得が始まっているとの園長の指導で日々の生活の中で繰り返し行いながら、自分でできたことの達成感や喜びを感じられるよう保育者が見守り、子どもの発達や気持ちに応じた援助を行うことで、自立心や意欲が育つよう取り組んでいます。 ・食事 着脱など子どもの仕草を見ながら 声の掛け方に気をつけています。トイレへの誘いでも子どもは1回は否定するが2回目の誘いには必ず応じるなど、声掛けには気をつけて保育しています。好き嫌いなく食べることの大切さや食事のマナーや方法、食材に対する感謝の気持ちが持てるような活動を取り入れたり、睡眠や清潔に保つことの大切さなど、適切な時期に一人ひとりの成長、発達に合わせて身に付られるよう援助しています。 		

【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育目標に「自分の思い考えを豊かに表現できる子ども」があり各保育室、廊下に掲示されています。初めに遊びのルールや危険なこと、やってはいけないなどを伝えて「だめ」を言わないようにすることで、子どもたちが安心して自分を表現できるよう取り組んでいます。 ・散歩の行先や目的を子どもたちと決めたり、散歩の途中で子どもたちが興味を持ったものを観察するなど、子どもたちの意見や気持ちを引き出しながら、保育活動に取り入れています。 ・今年地域交流は困難であったが、去年は家庭福祉員と連携し、園での交流保育が実施でき、地域の人や同年齢の子どもたちと触れ合う場を設けることができています。 ・子どもたちが自主的に遊べるように、興味や関心をもっている玩具を手の届くところに置き、広い保育室ではコーナー遊びを積極的に取り入れることで、自主性、自発性を発揮して遊べる環境を作っています。 		
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本園は保育の記録を総合保育業務支援ソフト<キッズビュー>に入力することで管理しています。登園管理から園児情報、保育日誌、身体検査、指導計画などタブレットでできます。子ども一人ひとりの状況に応じた対応ができるようキッズビュー配信や保護者と登降園時に様子を伝えあうことで家庭と連携を図り、発達段階や食事、睡眠などの生活リズムを把握して、子どもの様子に合わせた保育ができるよう取り組んでいます。 ・運動機能の発達に適した遊びが提供できるよう、ハイハイやつかまり立ち、伝い歩きができるよう環境設定を工夫したり、握る、押す、つまむなどの、手や指先の機能の発達に適した玩具の工夫をしています。 ・スキンシップを大切にしながら快・不快を表現している時にすぐに対応したり、保育士が表情豊かに接することで、愛着関係を築けるようにしています。 		
【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事、衣類の着脱など子どもの自分でやろうとする気持ちを受け止め、達成感が得られるように配慮し、見守り、机上で遊ぶコーナー、積み木などの構成遊びコーナー、ままごと遊びのコーナーなどそれぞれの場所を設定し、好きな遊びや使いたい物を自分で選び、遊びを探し、夢中で遊び込めるような環境設定を工夫しています。 ・わらべうたを取り入れて情緒、身体、想像力、社会性などへ働きかけながら人と関わる経験ができるよう工夫し、戸外で活動をすることで運動能力にも働きかけられるよう取り組んでいます。 ・キッズビュー配信や登降園時に保護者と子どもの様子を伝え合いながら、一人ひとりの成長、発達の状態を把握できるようにし、子どもの気持ちや発達、興味に即した活動や関わりができるようにしている。 ・保育士との安定したかわりの中で身の回りのことを自分でしようとする、また遊びを通じて思いや欲求を保育士に受け止めてもらいながら、友達や保育士と一緒に遊ぶ楽しさを味わえるように支援しています。 		
【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの子どもの姿を捉えて、興味、心の動き、保育者や友だちとの関わりなど保育の振り返りを行い、環境の構成や保育者の援助等、次の活動に活かすようにしています。 ・3歳児は集団の中での遊びは半分はバラバラで協調できていません。感じたことを言葉や動作で表現し、友達や保育者と気持ちが通じ合ったり、人とかかわることの心地よさを知る年です。「出来た」を保育者と一緒に増やし、褒められたり喜びを共感しながら意欲的に動けるよう支援しています。 ・4歳児は8割が集団遊びで協調できています。遊びや生活体験を通じて相手の気持ちを知ったり、自分の意見を言ったり、考えたりしながら活動や遊びに積極的に取り組めるよう保育士は支援しています。 ・5歳児はほぼ100%が集団遊びでバラバラにならず協調できてきています。就学に向けて意欲的に、主体的に楽しみ、共通の目的を友達と一緒にやり遂げる力をみにつけるよう保育者は支援しています。 		

【9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本園は統合保育を重点目標に定め、他機関との連携の下、個別支援計画に基づき個人の発達保障を図るため積極的に面談を実施し、南部地域療育センターに出向き、保護者の支援を行いながら、発達支援コーディネーターを中心に一人一人の人権を保障し、保育の質の向上を図る取組をしています。療育センター職員が多忙のため来園できず、代わりに園が見学や研修参加を申し込み、3名いる支援コーディネーターを中心に会議を実施し、園全体でインクルーシブ保育を共有しています。 ・要支援児7名は3クラスにわかれ健常児と一緒に保育室で活動の区別なく過ごしながら、保育者の関わりを通して、自然に子どもたちと融和しています。保護者と共に育てるという気持ちの寄り添ったコミュニケーションを心がけ、登降園時に毎日子どもの様子や状況を口頭で伝え合いながら、密に連携がとれるようにしています。 		
【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本園の延長保育児は昨年に比べ半分に減っています。大企業勤めの多い保護者がコロナ禍により勤務時間の短縮が進んだ結果と分析しています。延長保育にあたり連続性のある保育ができるよう、保育者同士の引継ぎを口頭と伝達ノートで丁寧に行い、情報共有に取り組んでいます。 ・夕食の提供がないので補食の時間も「いただきます」と声を合わせて楽しい雰囲気を作り、配慮しています。感染防止のため口拭きには必要なだけレンタルタオルを使えるよう配慮しています。また5時55分に乳児 幼児が1室に集まり異年齢保育が始まります。 異年齢で遊ぶことができるよう玩具や遊具を適宜に入れ替えながら、アットホームな雰囲気作りを心がけ、安心とくつろぎが感じられるような環境設定の工夫をしています。 		
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度はコロナの猛威下、緊急事態宣言が4月と1月の2回 1か月づつ発出されたため、小学校との就学へ向けての行事が中止されました。 ・全体的な計画のなかで「小学校等との連携」を設け、具体的な方策が建てられています、年3回の幼保小連絡会議、及び2回の実務者会議、授業参観、近隣保育園4園の年長児交流などが予定されていました。 ・小学校教員の本園での研修は3日行われました。 ・小学校へ送る「保育所児童保育要録」はICTを活用しています。 		
A-1-(3) 健康管理		
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園では子どもの状況や園内外の環境などを考慮した健康マニュアルを作成し、それに基づいて子ども一人ひとりの健康状況を把握しています。保護者は入園時に「児童健康台帳」を園に提出し、その後、予防接種などを受けた後は「予防接種連絡カード」を提出、台帳に記入し、既往症などの確認、追記をし、園に報告しています。 ・「保育園のしおり」には、登園・受け入れ時の体調やけがの有無などを申告してもらうこと、感染症などの登園停止、医師の「登園許可証明書」の運用についてなど記載しており、口頭でも説明しています。 ・乳幼児突然死症候群(sids)対策は、午睡時のプレスチェックは0歳児5分、1歳児10分、2歳児15分、幼児は30分ごとと、うつぶせ寝を防止する体位交換を行っています。 		
【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	b
<p><コメント></p> <p>健康診断は、年度初めにお知らせして、嘱託員より、0、1歳児は毎月1回、2歳児以上は年3回実施しています。歯科検診は年1回行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診結果で喘鳴などの症状があると診断された場合には、看護師と職員間で情報を共有して症状の経過観察を行います。症状の有無にかかわらず健診結果は、健診の当日に口頭でと、「キッズビュー」で保護者に伝えます。また、症状があった場合や、再診が必要と判断された場合には翌日に受診結果や家庭での様子を聞いて状況を把握し、配慮事項を保育の指導計画に盛り込み保育に当たっています。 ・看護師による赤染などの歯磨き指導は、年1回行っています。 		

【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーのある子については「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、医師の「除去食申請に対する主治医意見書」を「川崎市健康管理委員会」に提出し、認定を受けて取り進めています。 ・除去食内容についても継続的に医師の指示を得て進めています。 ・前月末に当月の除去食メニューを作成し、保護者のチェック・承諾を得ながら進めています。また、医師への定期的受診を奨めています。除去食提供の前日にも直接、お迎えの保護者に対して声掛けをし、確認をするなどして対応しています。 ・誤食を防ぐために、職員による、給食での確認、運ぶ時の確認、配膳時の確認と声出し確認を励行しています。 ・保護者には個別面談、クラス懇談会などでアレルギー対応についての理解を求めています。 		
A-1-(4) 食事		
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園の屋上には、幅1.5m、長さ4m、高さ1mのコンクリート製大型プランターを5基据え付けており、食育として年齢クラス別の季節季節の野菜栽培を行っています。収穫した、サツマイモ、ピーマン、なすなどクッキング保育に使用しています。 ・乳児クラスでは子どもたちの好きな絵本と連動した食育活動を計画し、サンドイッチの絵本を見ながら調理の様子を見せたり、車の形など子どもの好きな形に食材をカットして給食に取り入れ、楽しく食べる環境作りや食材に興味を持てるように工夫しています。 ・幼児クラスでは季節の野菜などを栽培して収穫し、栄養士と連携して調理活動を実践しながら、食材や食べることに関心が持てるように取り組んでいます。子どもたちは自分で栽培した野菜を、クッキング保育などで調理し、食することで、食べられる食材の幅が広がるなど、効果が表れます。 ・園では日々の子どもの喫食状況などを保護者と共有し、苦手なメニューや食材などを把握して無理に食べるような声掛けは控え、食べれる量を子どもと確認しながら配膳することで、完食の喜びを感じるように配慮して進めています。 		
【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園では食事の配膳下膳を職員と栄養士と一緒にやることにより子どもの食べ具合や嗜好を職員と栄養士は共有し、量や切り方などを検討しながら、献立内容や調理の改善に取り組んでいます。 ・0～2歳児についてはICTを利用し保護者との連絡を密にし、食事に関する子どもの状況を共有しています。 ・クラスの担任は、その日のクラスの喫食状況を給食日誌に記録し、栄養士はこの内容をチェックしています。給食日誌には検食者の所見、味付け、盛りつけ、量、彩り、温度の記載欄があり、これらを踏まえて献立や調理の工夫に活かしています。 ・園では四季が感じられるように行事食を年5回提供し、旬の食材を取り入れることで、季節を身近に感じられるように配慮しています。 ・調理士の衛生管理については、衛生管理マニュアルに従い、毎日、発熱や胃腸炎症状、傷や化膿の有無、服装、爪、髪のチェックなどを行っています。 		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園と保護者はキッズビュー（ICT）の連絡帳や伝言板を通して、また毎日の送迎の際にも日々の保育内容や子どもの様子を伝えあい、担任と保護者で情報共有できるようにしています。 ・「園だより」や行事の都度、臨時のお便りを配信しながら運営などの情報提供を行い、「クラスだより」では子どもたちの成長や友達との関わりの様子、保育活動の計画などの内容を配信し、情報が共有できるようにしています。また必要に応じて口頭や手紙で伝えたり、玄関掲示をしながら連携を深め合えるように配慮しています。 ・クラス懇談会や保育参加などで保護者が来園した際には、保育の内容について詳しく説明しています。 ・保護者面談の中で子育ての相談を受けたり、保育内容や子どもの成長などを伝えあいながら連携を図り、面談記録を作成しています。 ・保護者との情報交換の中で職員間で情報共有が必要な内容は、伝達シートなどに記録し、確認できるようにしています。 		
A-2-(2) 保護者等の支援		
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者と園職員との信頼関係を深めるために、朝夕の送迎時には必ず会話を持つように対応しています。保護者から育児に関する悩みなどの相談を受けた場合は、専門的な知識や技術を持って保護者の気持ちを受け止めながら、適切なアドバイスや助言ができる体制を整え、知り得た内容に応じて個人情報の守秘義務にも配慮し信頼関係の構築に配慮しています。 ・保護者の希望に応じた時間で相談を受けられる体制を整え、相談の内容は面談記録に記載し、職員間で共有できるようにしている。保護者からの相談についてはクラス担任が主体性をもってあたることにしていますが、必要なケースでは、園長、副園長に対応してもらい、また、専門認定を受けた「発達支援コーディネーター」に出してもらうこともあります。 ・経験の浅い保育者が保護者対応で難しさを感じた場合は、中堅などの先輩保育者に相談したり立ち会ってもらえるような体制を整え、どのようにして問題解決していくとよいのか、助言や指導を受けながら、対応の仕方などの学びが経験できるようにしています。 		
【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園では川崎市の「子どもの権利に関する条例」を掲げて、子どもを虐待や差別から全面的に擁護する姿勢を鮮明に打ち出しています。 ・着衣や頭髮の汚れ、不自然なあざや怪我など子どもの心身の状態を日常的に把握し、また朝から空腹を訴えたり、頭を抱えて防御態勢をとるなどの子どもの兆候を見逃さないよう心がけ、虐待が疑われるケースの発見や防止に取り組んでいます。 ・一つの事象だけで捉えないよう様々な情報を職員間で共有し、総合的に考えながら虐待の疑いについて検討する体制を整えています。 ・疑わしいケースを発見した場合は、園全体で情報や方針を共有し、経過および現状を関係機関への確に伝えられるよう記録を作成し、関係機関と連携しながら対応できるよう、虐待防止マニュアルが作成されています。 ・子どもの人権研修を年1回開催し、職員全体で保育の振り返りを行いながら、適切な取り組みについての理解を深めています。 		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<コメント> ・月間指導計画、週間指導計画には「評価・反省」の記入欄を設けてあり、保育実践における自己評価も含めて担当職員は記入しています。評価に当たっては、一人一人の子どもの発達状況、育つ過程などに配慮して行い、画一的な順位評価などは行っていません。 ・乳、幼児会議の中で保育実践の振り返りや反省、効果などを話し合いながら、活動内容や子どもへの関わり方、育ちなどの検討を行い 次に活かせるようにしています。 ・目標管理や人事考課制度の体制が整っており、保育の目標や取り組みの振り返り、次年度への課題などを定期的に園長との面談で話し合うことで足りない力や取り組みが把握でき、必要な学びや実践につなげられています。 ・「保育士の自己評価チェックリスト」は川崎市方式をベースに、園独自様式を策定中であり、本年度末迄には完成の予定です。		